



県章

山形県公報

平成27年2月13日(金)
第2621号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○県議会定例会の招集	(財政課)	…160
○肥料登録の有効期間の更新	(農業技術環境課)	…同
○土地改良事業の工事の完了に係る届出	(庄内総合支庁農村計画課)	…同
○道路の区域の変更	(村山総合支庁西村山建設総務課)	…同
○同	(同)	…161
○一般国道の供用の開始	(同)	…同
○県道の供用の開始	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…162
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	…同
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防・災害対策課)	…163
○平成16年3月県告示第332号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正	(同)	…164
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	…同
○同	(同)	…165
○同	(同)	…167
○同	(同)	…168
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	…169
○同	(同)	…同
○同	(同)	…170
○同	(同)	…171
○港湾計画の変更の概要	(空港港湾課)	…172
○開発行為に関する工事の完了	(村山総合支庁建築課)	…173
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程	(会計局)	…同

教育委員会関係

告 示

○山形県教育委員会2月定例会の招集		…174
-------------------	--	------

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(置賜総合支庁地域振興課)	…同
○大規模小売店舗の変更の届出	(商業・まちづくり振興課)	…175
○同	(同)	…同
○大規模小売店舗の新設の届出	(同)	…176
○平成25年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表	(監査委員)	…177
○一般競争入札の公告	(新庄病院)	…185

告 示

山形県告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成27年2月20日山形市に招集する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第111号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第462号	混合有機 質肥料	鮭パワー	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	含有を許 れ成分は 最大量に (%)規格 のとお り	枡川鮭漁業 生産組合	飽海郡遊佐町直 世字山居62-25	平成 30. 1. 21

山形県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
最上川土地改良区	島田	農業基盤整備促進事業	平成26年12月3日
日向川土地改良区	下村	農業基盤整備促進事業	平成26年12月3日

山形県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年2月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字富沢字上台239番から 同 上まで	旧	29.4 メートル } 19.0	26 メートル
同 上	新	24.3 メートル } 19.0	同 上

山形県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年2月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字柳川字柳川1185番4から 同 1185番5まで	旧	40.0 メートル } 29.0	48 メートル
同 上	新	38.5 メートル } 29.0	同 上

山形県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年2月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字富沢字上台239番から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月13日

山形県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年2月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字柳川1185番4から
同 1185番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年2月13日

山形県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市全域
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年4月17日から平成27年1月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（都市計画）

山形県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 新庄都市計画道路
 - (2) 名称 1・3・1号鳥越福田線、3・2・1号元屋敷金沢線、3・3・1号沼田角沢線、3・4・2号新庄駅小田島線、3・4・3号鳥越泉田線、3・4・4号北本町飛田線、3・4・5号関屋小檜室線、3・4・7号万場町線、3・4・8号新庄駅横前線、3・4・11号金沢下西山線、3・4・12号金沢仁間線、3・4・14号沼田北町線、3・5・1号松本中山町線、3・5・4号金沢五日町線及び3・5・5号小檜室角沢線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 1・3・1号鳥越福田線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (2) 3・2・1号元屋敷金沢線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (3) 3・3・1号沼田角沢線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (4) 3・4・2号新庄駅小田島線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (5) 3・4・3号鳥越泉田線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (6) 3・4・4号北本町飛田線
 - イ 追加する部分 新庄市宮内町、新町、五日町字宮内及び千門町地内
 - ロ 削除する部分 新庄市五日町字宮内、新町及び千門町地内
 - (7) 3・4・5号関屋小檜室線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (8) 3・4・7号万場町線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (9) 3・4・8号新庄駅横前線
 - イ 追加する部分 なし

- ロ 削除する部分 なし
- (10) 3・4・11号金沢下西山線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- (11) 3・4・12号金沢仁間線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- (12) 3・4・14号沼田北町線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- (13) 3・5・1号松本中山町線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- (14) 3・5・4号金沢五日町線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- (15) 3・5・5号小檜室角沢線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年2月13日から同月27日まで
- (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課並びに新庄市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第119号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域の名称 地藏堂

2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
山 形 市		山 寺	地 蔵 堂	140-3	1号
		山 寺		143	2号
				189	3号
				218-1	4号
			川 原	230-2	5号
				802	6号

			地蔵堂	171	7号及び8号
--	--	--	-----	-----	--------

山形県告示第120号

平成16年3月県告示第332号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
 なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
上 山 市		狸 森	狸森山ノ神	342-2	1号
			倉 角	2251-1	2号
			倉 角 山	2270-32	3号及び4号
			狸森山ノ神	338	5号
				2184-1	6号

山形県告示第121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権見沢	別紙図面のとおり	土石流
ウルイ沢	別紙図面のとおり	土石流
アケビ沢	別紙図面のとおり	土石流
うらの沢	別紙図面のとおり	土石流
瀬脇西沢	別紙図面のとおり	地滑り
長沢1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

内山1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平石-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小足沢	別紙図面のとおり	土石流
ミサガ沢	別紙図面のとおり	土石流
マギノ沢	別紙図面のとおり	土石流
B沢	別紙図面のとおり	土石流
大滝-1	別紙図面のとおり	土石流
大滝-2	別紙図面のとおり	土石流
丹沢	別紙図面のとおり	土石流
ヤスケ沢	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢	別紙図面のとおり	土石流
大滝-1	別紙図面のとおり	地滑り
大滝-2	別紙図面のとおり	地滑り
前山	別紙図面のとおり	地滑り

東内山1-1	別紙図面のとおり	地滑り
東内山1-2	別紙図面のとおり	地滑り
西川-1	別紙図面のとおり	地滑り
西川-2	別紙図面のとおり	地滑り
西川-3	別紙図面のとおり	地滑り
西川-4	別紙図面のとおり	地滑り
西川	別紙図面のとおり	地滑り
漆坊-1	別紙図面のとおり	地滑り
漆坊-2	別紙図面のとおり	地滑り
漆坊-3	別紙図面のとおり	地滑り
大滝-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
名子1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
名子2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

内ノ沢－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内ノ沢－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内ノ沢－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
栗谷沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関沢－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関沢－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上沢	別紙図面のとおり	土石流
熊高沢	別紙図面のとおり	土石流
貝喰沢	別紙図面のとおり	土石流
比良－1	別紙図面のとおり	地滑り
比良－2	別紙図面のとおり	地滑り
縄路	別紙図面のとおり	地滑り
柳淵－1	別紙図面のとおり	地滑り
柳淵－2	別紙図面のとおり	地滑り
柳淵－3	別紙図面のとおり	地滑り
柳淵－4	別紙図面のとおり	地滑り
柳淵－5	別紙図面のとおり	地滑り
南山	別紙図面のとおり	地滑り
清水1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

ウド山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
ウド山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2－4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊高1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊高2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
フクベラゾ	別紙図面のとおり	土石流
高の上5	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ田4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西楯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松ヶ岡	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村前1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権見沢	別紙図面のとおり	土石流
長沢1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内山1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬脇－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミサガ沢	別紙図面のとおり	土石流
丹沢	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢	別紙図面のとおり	土石流
大滝－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

大滝4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高坂向2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
名子1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
名子2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内ノ沢-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内ノ沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内ノ沢-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関沢-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
ウド山-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
ウド山-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

稲沢2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2-4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢2-5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲沢1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊高1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
熊高2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
フクベラゾ	別紙図面のとおり	土石流
高の上5	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ田4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西楯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松ヶ岡	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村前1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第129号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成27年 2月13日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更の概要

平成18年 7月県告示第757号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、次のとおり変更した。

(1) 港湾施設の規模及び配置

イ 係留施設計画

岸壁

地 区 名	公共用又は 専用の別	水 深 (メートル)	バース数	変更の内容
北港地区	専用	12.0	1	削除

ロ 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)	変更の内容
北港地区	10.0	14	既定計画の変更計画

ハ 臨港交通施設計画

臨港道路

名 称	起 点	終 点	車 線 数	変更の内容
臨港道路 酒田臨海1号線	北港地区 工業用地	国道7号	2	既定計画の変更計画
臨港道路 酒田臨海2号線	北港地区 宮海埠頭用地	臨港道路 酒田臨海1号線	2	既定計画の変更計画

(2) 港湾の環境の整備及び保全

港湾環境整備施設計画

緑地

地 区 名	面 積 (ヘクタール)	変更の内容
外港地区	1	新規計画

(3) 土地造成計画及び土地利用計画

土地利用計画

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
外港地区	16	埠頭用地
	15	港湾関連用地
	11	工業用地
	8	交通機能用地
	53	緑地
	5	公共用地
	41	海面処分用地
北港地区	30	埠頭用地
	22	港湾関連用地
	405	工業用地
	22	交通機能用地
	7	緑地

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所
山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課

山形県告示第130号

次の開発行為は、完了した。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年9月25日 指令村総建第204号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
上市市矢来四丁目451-14、451-32、451-33、638-8、739-1、739-3、739-11、739-12、1617-1、462-1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
上市市八日町2番20号 有限会社山形第一不動産

山形県告示第131号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

" 青田支店	" 青田一丁目4番4号			を
--------	-------------	--	--	---

に、

" さくら支店	" 青田四丁目1番24号			
---------	--------------	--	--	--

を

" 成沢支店	" 蔵王成沢字町浦615番地の2	" "	" "	
" 桜田支店	" 桜田東一丁目14番19号	" "	" "	

に改める。

" 成沢支店	" 蔵王成沢字町浦615番地の2	" "	" "	
--------	------------------	-----	-----	--

附 則

この規程は、平成27年2月16日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成27年2月13日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年2月16日（月） 午後1時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
(1) 名 称
特定非営利活動法人から・ころセンター

(2) 代表者の氏名

伊藤 正俊

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市東二丁目8番116号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、引きこもりの人々やその関係者に対して必要に応じた支援を行い、誰もが希望を持って生きることができる暖かい地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成27年6月13日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン山形北店

山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 梅本和典

3 変更する事項

駐車場の収容台数

（変更前）1,213台

（変更後）1,029台

4 変更年月日

平成27年8月23日

5 届出年月日

平成26年12月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年6月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成27年6月13日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森

天童市大字老野森404番2

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング	小 幡 尚 孝

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大 高 善 興
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング	白 石 正

4 変更年月日

平成24年6月28日

5 届出年月日

平成27年1月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年6月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成27年6月13日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田ファッションモール

酒田市東大町一丁目48番13外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 野中正人

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年10月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,273.34平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 104台
- (2) 駐輪場の収容台数 41台
- (3) 荷さばき施設の面積 25平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 59.43立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前10時

ロ 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後8時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

7 届出年月日

平成27年1月30日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年6月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年11月から平成27年1月までに実施した平成25年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月13日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

1 学校法人東北公益文科大学

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
330,000,000円	基本財産の現在額 600,000,000円 県の出資割合 55.0%	グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題にリーダーシップをもって果敢に取り組む人材の育成に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 山形空港ビル株式会社

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
153,600,000円	基本財産の現在額 480,000,000円 県の出資割合 32.0%	山形空港ビル及びこれに付帯する施設の賃借並びに航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター

監査実施年月日 平成27年1月14日

担当監査委員 会田 稔夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
2,000,000円	基本財産の現在額 5,000,000円 県の出資割合 40.0%	生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県生活衛生営業指導助成費補助金	15,322,000円	15,322,000円	生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導に関する事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

イ 指摘事項

決算処理が適切でない。

(内容)

決算諸表の一部に誤りがあるなど、決算処理が適切でない。

4 公益財団法人山形県総合社会福祉基金

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
987,738,260円	基本財産の現在額 1,250,638,444円 県の出資割合 79.0%	民間社会福祉事業の振興について必要な支援を行い、もって県民福祉の増進に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 公益財団法人山形県産業技術振興機構

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
1,774,733,884円	基本財産の現在額 2,549,807,984円 県の出資割合 69.6%	産学官連携創造サイクルの創生、先端技術に関わる研究開発プロジェクトの推進、先導的な研究開発の支援と技術支援基盤の整備等により、県内企業の市場競争力を強化し、本県産業の自立的発展に貢献する。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県産業技術振興機構運営費補助金	44,933,455円	44,933,455円	県内産業の自立的発展を推進するために産学官連携の促進、研究開発プロジェクトの推進等を行う機構の事業運営に要する経費に対し補助する。
照明用有機ELパネル商品化実証等事業費補助金	221,122,892円	221,122,892円	県内における有機エレクトロニクス関連産業の集積を促進するために機構が行う事業に要する経費に対し補助する。
有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金	42,573,000円	42,573,000円	県内における有機エレクトロニクス関連産業の集積を図るため、県内での有機EL照明の先導的な導入を支援する事業に要する経費に対し補助する。
山形県自動車関連企業研修等受講支援事業費補助金	2,367,000円	2,367,000円	自動車関連産業への新規参入又は取引拡大に向け、県内の企業における自動車に関する専門的な知識及び技術を習得する取組みを支援する事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益財団法人山形県国際交流協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
284,420,000円	基本財産の現在額 388,084,280円 県の出資割合 73.3%	県民を主体とした国際交流を推進し、民間国際交流団体やボランティア活動の連携、協力の中核的役割を担う。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	25年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県国際交流センター	22,847,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	国際交流センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務

ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県国際交流協会事業費補助金	23,437,853円	12,190,000円	海外諸国との経済、文化、教育等の交流及び協力並びに海外移住の援護等の事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 山形県漁業信用基金協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
397,800,000円	基本財産の現在額 669,350,000円 県の出資割合 59.4%	中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る。

(2) 監査の結果

イ 注意事項

会計帳票等の整備が適正でない。

(内容)

会計規程に基づく現金有高票を作成していない。

8 公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
100,000,000円	基本財産の現在額 284,510,000円 県の出資割合 35.1%	青果物の安定的な生産出荷の推進、生産者の経営支援、青果物の生産から流通加工、需要の拡大等を図るための事業を実施し、地域経済の発展及び国民生活に不可欠な食料の安定供給に寄与する。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県青果物価格安定対策事業費補助金	61,512,082円	33,071,523円	青果物の需要及び価格の安定を図るための青果物価格安定対策事業に要する経費に対し補助する。
野菜指定産地生産出荷安定資金造成費補助金	4,571,000円	4,571,000円	野菜指定産地における野菜の生産及び出荷の安定等を図るための指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 一般社団法人山形県系統豚普及センター

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
15,000,000円	基本財産の現在額 50,660,000円 県の出資割合 29.6%	山形県が造成した系統豚を維持するとともに、優良種豚の生産及び供給を行うことにより、山形県産肉豚の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定及び向上に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 公益財団法人山形県建設技術センター

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
41,470,000円	基本財産の現在額 72,940,000円 県の出資割合 56.9%	建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図る。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 公益財団法人山形県体育協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
171,816,972円	基本財産の現在額 270,184,821円 県の出資割合 63.6%	山形県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上と健康増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく活力に満ちた地域社会の形成に寄与する。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
公益財団法人山形県体育協会補助金	10,420,234円	9,932,587円	公益財団法人山形県体育協会の事業活動の円滑な推進を図るために協会の運営体制に対し補助する。
競技スポーツ強化（県体育団体組織強化）費補助金	14,787,163円	9,700,000円	競技スポーツの競技力の向上を図るための技術指導等に継続的に取り組む体制の整備、強化に要する経費に対し補助する。
国民体育大会及び東北総合体育大会ユニフォーム作製事業費補助金	6,364,400円	3,136,000円	国民体育大会及び東北総合体育大会の役員、監督及び選手のユニフォーム作製に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

12 特定非営利活動法人みらい子育てネット山形

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	25年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県子ども館	13,805,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	子ども館の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

13 山形県中小企業団体中央会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県産業科学館	73,933,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	産業科学館の施設等の維持管理及び運営に関する業務

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補 助 金 の 名 称	補助対象事業費	補 助 金 額	補 助 の 目 的
山形県中小企業団体中央会補助金	125,121,726円	110,890,035円	山形県中小企業団体中央会の事業活動の促進を図るために中央会が行う事務に要する経費に対し補助する。
企業危機管理対策推進事業費補助金	1,350,887円	1,350,887円	県内企業における事業継続計画策定の推進等に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

14 株式会社田園創成研究所

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県ふるさと交流広場	1,330,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	ふるさと交流広場の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

15 クリーンサービス株式会社

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
酒田北港緑地	1,469,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	酒田北港緑地の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

16 特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
酒田北港緑地展望台	4,820,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	酒田北港緑地展望台の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

17 一般社団法人庄内森林保全協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県眺海の森	18,360,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	眺海の森の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

18 株式会社セーフティー山形

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	25年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県営駐車場	—	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	県営駐車場の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

19 公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
スポーツプラザ21運営費補助金	11,596,219円	11,559,500円	「みる、支える、交流するスポーツ」という多様なスポーツとの関わりの促進と地域の活性化を図るためにスポーツプラザ21の管理運営に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

20 山交バス株式会社

監査実施年月日 平成26年11月7日

担当監査委員 坂本 貴美雄、児玉 太、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県地域間幹線系統確保維持費等補助金	609,676,458円	75,909,000円	地域住民の生活に必要なバス路線のうち広域的、幹線的なものの運行維持を図るために要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年2月13日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室

(2) 日時 平成27年3月27日（金）午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 690キロリットル

予定数量は昨年度実績等により算出したもので、その数量を保証するものではない。

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。

(3) 契約期間及び納入方法 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 山形県の災害拠点病院に指定されている当院と「災害時におけるA重油の優先供給に関する協定」を契約締結後速やかに締結できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成27年3月20日（金）午後3時までに山形県立新庄病院総務課施設用度係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この契約における平成27年5月納入分以降の契約金額は、覚書に定めるところにより変動するものとする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 690kl
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. March 27, 2015
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525